

まちづくり活動を募集します!!

みなさまの手で、加東市をより元気なまちに!

令和7年度 加東市まちづくり活動費補助金(応募活動分) 公募要領

《一般/スタート応援/テーマ解決(継続支援)》



加東市マスコット 加東伝の助

加東市 市民協働部 人権協働課

公募期間

令和7年4月25日(金)から5月30日(金)まで

令和7年度加東市まちづくり活動費補助金(応募活動分) 公募要領

1 目的

地域の活性化、市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民の皆さんが「自ら考え、行う」活動を支援します。

2 補助内容(コース、対象、条件等)

各コースから1つ選択し、応募してください。(応募できるのは1コースのみです)

| コース名 | 一般コース | スタート応援コース | テーマ解決コース |
|-------------------|--|--------------------------|--|
| 対象団体 | 市内に活動拠点をもち、構成員が概ね5名以上、かつ、その代表者と構成員の半数以上が加東市に在住・在勤・在学している者である団体 | | |
| | — | 設立後3年以内 | — |
| 対象活動 | 市の歴史や自然、産業、文化等の保全又は伝承を促進する活動、または地域コミュニティの推進に関する活動で、地域の活性化が図られる広域的な活動 | | 次のテーマに合致する活動で、広域的又は公益的に行う活動 ①人口の維持・増加 ②市の知名度アップ、交流人口の増加 ③男女共同参画や女性活躍の推進 ④国際交流や多文化共生の実現 |
| 補助率 | 補助対象経費の60% | 補助対象経費の100% (3年目は80%) | 補助対象経費の100% |
| 補助上限額 (予算の範囲内) | 200,000円 | | 300,000円 |
| 補助年限 | 2年間 | 最大3年間 ※団体設立後3年目まで | 2年間 ★継続支援コース★ テーマ解決コースを2年間活用した活動で、次の4つの条件を全て満たす場合は、年数制限なしで支援可能(毎年審査は必要) 地域活性化／広域性／公益性／継続性 |
| 補助条件 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度の活動は、令和8年3月末までに完了するものとします。 ○営利目的、政治的または宗教的な活動は対象外とします。 ○国・県・市などの補助金の交付を受ける活動は対象外とします。 ○慣例的な活動や団体の内部に止まる活動は対象外とします。 ※希望者が活動や催しに参加できる、または活動の成果が広く市民に共有・還元されるものを対象とします。(合理的な理由による制限(例:人数、対象年齢)は可。) ※スタート応援コースの1年目に限り、単一自治会内に止まる活動も対象とします。 | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○2年目以降も毎年認定審査を受ける必要があります。 ○概ね構成員を引継ぎ、活動の目的や内容が類似する場合は同一団体とみなします。 | | |

3 テーマ解決コースで定めるテーマ

(1)人口の維持・増加につながる活動

さらなる少子化・人口減少が予想されるため、市外からの定住・移住を促す取組を通して、人口の維持・増加を目指します。

＝活動例＝ 市外の方を対象とした市民農園体験や就農体験、空き家の魅力発信など

(2)加東市の知名度アップ、交流人口の増加につながる活動

市内にある数多くの名所や歴史的な遺産、貴重な観光資源などを有効活用するため、さらなる魅力発信やPRを行い、市外から人を呼び込み、加東市の知名度アップと交流人口の増加を目指します。

＝活動例＝ 加東市の歴史・名所などの魅力を紹介するツアーなど

(3)男女共同参画や女性活躍の推進につながる活動

社会の多様性と活力を高めるために、男女共同参画や女性活躍を推進し、性別に関係なく誰もがその個性と能力を發揮できる、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

＝活動例＝ 女性の起業・就業支援、男性の家事参画を目的とした男性料理教室など

(4)国際交流や多文化共生の実現につながる活動

外国人住民への日本語教育支援や生活情報の提供などの生活支援を通して、市民や地域の共生意識を醸成し、多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築を図ります。

＝活動例＝ 外国人住民を対象とした日本語教室、外国語対応のガイドブックや観光マップの作成など

4 補助対象経費

対象となる活動に必要な経費のうち、市が認めるものを対象とします。

| <補助対象となる支出(例)> | <補助対象とならない支出(例)> |
|--|--|
| (1)使用料(施設使用、自動車借上げ、機器使用等) (2)消耗品費(用紙、文房具等) (3)印刷製本費(チラシ、プログラム印刷等) (4)食糧費(弁当、飲料等)※制限あり (5)原材料費(食材、資材等) (6)賞品代 ※制限あり (7)備品代 ※制限あり (8)謝礼(講師・出演者への謝礼等) (9)交通費 ※制限あり (10)委託費 ※制限あり (11)役務費(手数料、郵送料等) ※制限あり (12)その他活動に必要なと認められる経費 | (1)土地や建物(完成品)の購入費、賃借料 (2)酒類の代金 (3)報酬、賃金、手当 (4)補助金、負担金 (5)寄付金 |

判断に迷う場合はお問い合わせください。

※制限について

食糧費:補助対象経費の3分の1以下(弁当等1人900円以下、飲み物1人160円以下)

賞品代:補助対象経費の2分の1以下(1人300円以下)

備品代:合計20,000円以下(ただし、スタート応援コースは50,000円以下)

交通費:活動日の移動で、公共交通機関の利用に係るもの。(宿泊費は対象外とします。)

委託費:補助対象経費の2分の1以下

役務費:利用明細書及び引き落としがあったことがわかる通帳の写し等を提出できるもの。

5 応募手続き

(1)書類の提出期間:令和7年4月25日(金)から5月30日(金)まで

<提出書類>

- ① 加東市まちづくり活動提案用紙、②必要予定経費、③団体概要調書、④団体構成員名簿
- ⑤活動計画書、⑥その他(団体や活動の内容がわかる資料など)

(2)認定審査会での説明

加東市まちづくり活動認定審査会(日時は別途指定)で、提案内容を説明してください。

※活動を認定することの是非及び採択すべき活動の順位についての審議

=以下は、活動が認定され、補助金が交付された場合の標準的な流れ=

(3)交付申請書類の提出 ⇒ 交付決定

(4)補助金請求書の提出 ⇒ 補助金交付(概算払い)

☆活動中に、活動内容等の変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

(5)実績報告書類の提出 ⇒ 補助金額の確定

6 活動発表

活動内容をまとめたものを作成のうえ、活動内容や成果等を発表してください。発表日時や方法は、あらためて案内します。発表に向けて、活動の効果や参加者数の把握、写真の撮影が必要です。

=令和5、6年度=

「まちづくり活動団体交流会」での活動内容の発表、市庁舎ロビー等でのパネル展示

=令和4年度=

「人権と協働を考える市民のつどい」での活動内容の発表、市庁舎ロビーでのパネル展示

7 注意事項

市担当者が活動場所等への立入りをを行い、活動内容や購入品等を確認する場合があります。

8 提出・お問い合わせ先

加東市市民協働部人権協働課市民協働係(庁舎1階)

〒673-1493 加東市社50番地 電話:0795-43-0544

FAX:0795-42-1735 Eメール:kyoudou@city.kato.lg.jp

◎申請書類はホームページからもダウンロードできます。

ホーム > 各課のご案内 > 市民協働部 > 人権協働課 > 市民協働係 > 協働のまちづくり

市ホームページ

